



今年は療養費改定の年、結果はいかに…

平成26年がスタートした。今年は2年に一度の診療報酬の改定とそれに続く柔整療養費の改定の年である。

4月からの診療報酬・薬価の改定では、政府は全体で0.1%のプラス改定を決めた。非課税である保険診療では、消費税率引き上げ相当分として1.36%引き上げる(診療報酬本体0.63%引き上げ、薬価・医療材料0.73%引き上げ)。しかし、消費税増税分を除けば、全体で実質1.26%のマイナス改定となるため、厚労省が中央社会保険医療協議会(中医協)に改定案を示すなど、いまだ最終決着を見ない状況である。

昨年12月9日(月)、愛知県医師会館9階大講堂で「愛知県国民医療推進協議会」地域集会—国民医療を守るために県民運動—が県医師会の主催で開催された。県歯科医師会をはじめ薬剤師会、鍼灸マッサージ師会などの医療関係団体や、女性団体などから150名以上が出席した。本会からは佐久間会長以下、業務執行理事10名が参加した。大村秀章県知事と河村たかし名古屋市長が来賓として同席され、大村知事は「来年度の診療報酬改定にあたり、県にてしっかりと意志統一をして中央に働きかけをしてほしい」と述べられた。

趣旨説明では医師会の加藤雅通担当理事が、日本の医療の現状やTPP参加に関わる影響などとともに、今回の消費税率引き上げと診療報酬について述べられた。控除対象外消費税の負担はが医療機関に大きくかかる。設備や医薬品などの仕入れには消費税分を支払わなければならぬが、保険診療に要したものに対しては、税を納める際にその分は控除されない。これを控除対象外消費税という。日本医師会としてはこの部分の抜本的解決が必要だという。

これは柔整業界にも無関係ではない。医科のような大きな金額ではなく特定の施療機器・物品としての算定項目もないが、電療機器の購入や、



決議書(案)を読み上げる佐久間会長

包帯や湿布剤などの材料の使用において、消費税率の引き上げによる影響は否めないからだ。

今回の診療報酬の実質的なマイナス改定が、柔整療養費の改定にも波及することは必至である。少しでも療養費が引き上げられるよう、日本柔道整復師会では増税分をどこに求めるかを現在検討している。今年一年、特に6月の改定以降の半年がわれわれにとってよい年になるよう期待したい。

一宮支部 義援金を寄託

1月12日(日)午後5時30分から、アイプラザ一宮にて平成26年支部新年会が開催された。参加した会員102名から寄せられた義援金86,500円を、中日新聞妹尾浩和一宮総局長を通じて同社会事業団へ寄託した。



1/15付
中日新聞尾張版

◆第8回県民公開講座(第81回会員研修会)

2月16日(日)10:00~11:30 ウインクあいち5階小ホール2

「身体のゆがみを直して100歳まで歩ける体力をつけるコツ」

柳本有二先生(神戸常盤大学保健科学部看護学科教授)

開催
予告